日調連発第２３６号
平成２１年１１月１２日

各土地家屋調査士会長　　殿
連　合　会　役　員　　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

法務省民事局民事第二課長依命通知の送付について（通知）

法務省民事局民事第二課長から法務局長及び地方法務局長あて下記の依命通知が発せられましたので、参考のため通知します。

記

平成 21 年 11 月 2 日付け法務省民二第 2641 号　法務省民事局民事第二課長依命通知
「独立行政法人住宅金融支援機構が発行する不動産登記申請関係書類への押印の取扱いについて（依命通知）」

法務省民二第２６４１号
平成２１年１１月２日

法　務　局　長　殿
地方法務局長　殿

法務省民事局民事第二課長

独立行政法人住宅金融支援機構が発行する不動産登記申請関係書類への押印の取扱いについて（依命通知）

標記について，別紙甲号のとおり，独立行政法人住宅金融支援機構理事から民事局長あて照会があり，別紙乙号のとおり回答がされましたので，この旨貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

別紙甲号

住機債発第286号（債）
平成21年10月19日

法務省民事局長　殿

独立行政法人住宅金融支援機構

理事　　金森　章宣

理事　　阿部　勝次

独立行政法人住宅金融支援機構が発行する不動産登記
申請関係書類への押印の取扱いについて（照会）

独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）の業務に係る不動産登記事務につきましては、平素より格別の御指導、御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、不動産登記申請を行う場合に必要な書類には登記権利者（権利承継者を含む。）又は登記義務者の代表者印又は代理人印の押印が必要ですが、機構が保有する債権は平成２１年７月末現在で約２９３万件あり、担保権抹消登記だけでも年間約３０万件という膨大な量となるため、登記関係書類すべてに押印を行うのは事務手続上困難を極めるところです。

つきましては、原則として、機構が作成する不動産登記申請関係書類への代表者印又は代理人印の押印に代えて、当該印鑑の印影を機構が業務上使用する電子計算機に登録し、この印影を当該不動産登記申請関係書類に印刷したものを、貴管下法務局又は地方法務局に提出させていただく取扱いとして差し支えないか照会します。

なお、差し支えない場合は、その旨を貴管下法務局及び地方法務局登記官に対して周知いただきますよう併せて依頼します。

法務省
21.10.20
第1087号
民事局民事第一課

別紙乙号

法務省民二第２６４０号
平成２１年１１月２日

独立行政法人住宅金融支援機構
理事　金　森　章　宣　殿
理事　阿　部　勝　次　殿

法務省民事局長　原　優

独立行政法人住宅金融支援機構が発行する不動産登記申請関係書類への押印の取扱いについて（回答）

１０月１９日付け住機債発第２８６号（債）をもって照会のありました標記の件については，貴見のとおり取り扱われて差し支えありません。

なお，この旨法務局長及び地方法務局長に通知しましたので，申し添えます。